

風連町・名寄市合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風連町・名寄市合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、風連町・名寄市合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、風連町・名寄市合併協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項及び規約第3条各号に定める事項について、協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長1名
- (2) 副幹事長1名

2 役員は幹事会委員の互選によって定める。

(役員の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長が招集するものとする。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要に応じ、関係職員等の出席を要請することができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、随時会長に報告する。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、風連町・名寄市合併協議会事務局が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月30日から施行する。

別表(第3条関係)

自治体名	職 名
風 連 町	助 役 総務課長
名 寄 市	助 役 総務部長